

羽生市立小・中学生の保護者の皆様へ

羽生市教育委員会

令和7年度「就学援助費支給制度」のお知らせ

経済的な理由により市内小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費などの一部について援助を行っております。



申請期限：令和7年4月30日（水）
※就学援助費は、毎年度申請が必要です。



1. 援助の対象となる方

羽生市立小・中学校に在学する児童生徒の保護者である方が援助の対象となります。

要保護者：生活保護法における要保護者である方

準要保護者：（１）令和6年中の同一生計世帯全員の所得が、生活保護基準の1.5倍以下である方
 （２）次のいずれかの措置を受けた方

①市民税の非課税又は減免	②固定資産税の減免	③国民年金保険料の減免
④国民健康保険税の減免	⑤児童扶養手当の支給	⑥生活保護の停止又は廃止

2. 就学援助費支給額

※令和6年度の支給額。令和7年度分では変更となる場合があります。

支給費目	就学援助費（年額）		令和7年度 支給予定時期
	小学校	中学校	
学用品費・通学用品費	1年生 11,630円	1年生 22,730円	7月・12月・3月
	2～6年生 13,900円	2～3年生 25,000円	
校外活動費	校外活動に必要な交通費・見学費		12月又は3月
宿泊なし（遠足・社会科見学）	限度額 1,600円	限度額 2,310円	
宿泊あり（林間・スキー学校）	// 3,690円	// 6,210円	
新入学児童生徒学用品費	1年生 57,060円	1年生 63,000円	7月（※前年度に入学前支給を受けている場合は支給しない）
修学旅行費	実費相当額（交通費・宿泊費・見学料等）		12月又は3月
	限度額 22,690円	限度額 60,910円	
医療費	治療に要した費用（学校保健安全法第24条の規定による疾病）		※要保護認定者のみ（医療機関に振込）
学校給食費	実費分		7月・12月・3月
スキー用具借上料	—	1年生 5,700円	3月
生徒会費	—	限度額 2,400円	3月
卒業アルバム代等	6年生 11,000円	3年生 8,800円	3月
オンライン学習通信費	14,000円	14,000円	7月・12月・3月

※要保護者には、修学旅行費とスキー用具借上料及び医療費（医療機関に振込）のみ支給されます。

3. 申請手続き

- (1) 申請期限 **令和7年4月30日(水)まで**
※申請期限を過ぎた場合は、申請書を提出した月の翌月分からが支給の対象になります。
- (2) 申請先 羽生市教育委員会 教育総務課（羽生市役所3階）※学校を経由せず直接提出
- (3) 提出書類
- ・ **就学援助費受給申請書（令和7年度用）**
 - ・ 令和7年1月2日以降に羽生市へ転入された方は、前市区町村で令和7年度課税証明書を取得し提出してください。
（※前市区町村で6月以降に発行）
- (4) 確認書類 申請書を提出する際に御持参ください。
- ①世帯全員のマイナンバーカード又は通知カード
 - ②本人確認書類 運転免許証等の身分証明書
- ※申請者以外が提出する場合は、代理の方の本人確認を行います。
- (5) その他
- ・生活状況の急変等によりお困りの場合は、年度途中でも申請ができます。
 - ・収入の有無にかかわらず、世帯全員（被扶養者を除く）の前年分の住民税の申告を済ませておいてください。未申告の場合は認定審査ができません。
 - ・審査の結果（認定・不認定）通知は7月頃に申請者宛てに郵送します。
 - ・児童生徒の在籍の有無、校外学習の参加状況等を確認する必要があるため、認定結果は学校へ連絡します。

◎認定の目安（参考 令和6年度実績）

審査に用いる所得は、前年1年間（R6.1.1～R6.12.31）の同一生計世帯の家族全員の年間総所得金額

（※）を合計した額です。家族構成や年齢等により認定基準額が変わりますので目安としてお考えください。

世帯の人数	家族構成（例）	同一生計世帯の年間総所得金額の合計
2人	父又は母（38歳）子（10歳）	220万円以下
3人	父（42歳）母（40歳）子（11歳）	280万円以下
4人	父（44歳）母（42歳）子（16歳、13歳）	350万円以下
5人	祖父（71歳）祖母（67歳）母（43歳）子（14歳、10歳）	420万円以下

（※）年間総所得金額とは、おおよそ次の算出になります（給与所得のみの場合）

「給与所得控除後の金額」－（「社会保険料の控除額」＋「生命保険料の控除額」＋「地震保険料の控除額」）

- ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた方も、その他の費用の支給を希望する場合は申請が必要です。
- ・特別支援学級に在籍している児童についても、世帯の所得によっては、特別支援教育就学奨励費より就学援助費の支給額の方が多くなることがあるため、申請を御検討ください。
- ・「自身が認定要件に該当するか」「仕事帰りに申請できるか」など、御不明な点はお問い合わせください。

